

公益財団法人地震予知総合研究振興会研究者及び事務職員行動規範

平成21年10月 1日 21規則第7号

平成24年 4月 1日 24規則第3号

公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）の研究者及び事務職員の遵守すべき行動規範について、次のとおり定める。

- 1 公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）は、地震予知及び防災についての総合的な研究を推進することにより科学技術の振興を図り、もって国民の生命・財産の保全に寄与することを目的としており、振興会の職員は当該目的を踏まえ法令や関係規則を遵守し、その業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 振興会の職員は、資金の不正な使用（以下「不正」という。）を行ってはならず、また振興会において不正が行われることがないように、不正を誘発する要因の把握、抑止機能を備えた環境・体制の構築に努力しなければならない。
- 3 振興会の研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、自らが携わる研究を誠実にを行い、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、また加担しない。
- 4 振興会の事務職員は、専門的能力をもって資金の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識に立ち、研究者との連携に充分配慮し業務を遂行しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日から施行する。